

社会医療法人社団順心会 介護老人保健施設夢前白寿苑
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用について

(重要事項説明書 2025年10月1日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 介護保険証等の確認

ご利用にあたり介護保険証、居宅介護サービス計画書（居宅介護支援事業者からの提出）等を確認させて頂きます。

2. 指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名 : 社会医療法人社団順心会
代表者氏名 : 理事長 栗原英治
本部所在地 : 〒675-0122 兵庫県加古川市別府町別府 865-1
電話番号 : 079-430-0270(代表)
FAX番号 : 079-430-0271
法人設立年月日 : 昭和 56 年 6 月 15 日

3. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（1）施設の概要

事業所名 : 介護老人保健施設 夢前白寿苑
介護保険事業者番号 : 介護保険施設 2853580013号
管理者名 : 栗原 英治
所在地 : 〒671-2135 兵庫県姫路市夢前町塚本 77-9
電話番号 : 079-335-3320(代表)
FAX番号 : 079-335-1060
開設日 : 平成 9 年 3 月 31 日
建物構造 : 鉄筋コンクリート 3 階
療養室 デイルーム 診察室 機能訓練室
ボランティアルーム 家族介護教室 浴室 洗濯室
建築面積 : 433 m²
サービス提供地域 : 姫路市夢前町 ※サービス提供地域以外の方はご相談ください。

（2）営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日から土曜日 (年末年始 12/30 ~ 1/3 は休業)
営業時間 : 8:30 ~ 16:30

(3) 職員体制

	勤務体制	常 勤	非常勤	計
管 理 者 (医師)	月 ～ 土	1名	0名	1名
理学療法士	月 ～ 土	1名以上	0名	1名以上
作業療法士	月 ～ 土	1名以上	0名	1名以上
言語聴覚士	月 ～ 土	1名以上	0名	1名以上
事務員	月 ～ 土	2名	0名	2名

4. 提供するサービス内容について

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、在宅生活支援の観点から利用者や家族のご希望と居宅サービス計画（ケアプラン）内容に合わせた集中的なリハビリサービスを提供いたします。

- (ア) 訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画の立案
- (イ) リハビリテーション：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による
 - ① 健康状態の観察
 - ② 機能訓練
 - ③ ADL（日常生活動作）訓練
 - ④ APDL（生活関連動作）練習
 - ⑤ 外出・散歩
 - ⑥ 認知症・高次脳機能アプローチ
 - ⑦ 精神的援助
 - ⑧ コミュニケーション手段
 - ⑨ 余暇・レクリエーション活動
 - ⑩ その他
- (ウ) 環境・介護者の健康や悩みに関する相談
- (エ) 居宅介護支援事業者との連携
- (オ) 介護支援専門員を通じ、居宅サービス事業所に日常生活上の情報伝達

5. 利用料金（訪問リハビリテーション費・介護予防訪問リハビリテーション費）

(1) 費用

利用料金の計算は、基本料金・加算の総合計単位数×日数 ×10,17×介護保険負担割合 になります。

（法改正により、姫路市は1単位が10.17円となっています。）

尚、介護保険負担割合は「介護保険負担割合証」により1割から3割が利用者負担額になります。

(2) 基本料金 (1回 20分)

訪問リハビリテーション費	308単位／回
介護予防訪問リハビリテーション費	
・利用開始日の属する月から12ヶ月迄	298単位／回
・利用開始日の属する月から12ヶ月超え	
厚生労働大臣が定める要件を満した場合	298単位／回
厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合	268単位／回

※(厚生労働大臣が定める要件)

- ①3ヶ月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、変化に応じ計画を見直していること
- ②計画書等の情報を厚生労働省に提出し、有効なリハビリテーション実施のために必要な情報を活用していること

(3) 加算内容・単位

- ・サービス提供体制強化加算 (I) (6単位／回)

指定訪問リハビリテーションを直接提供する理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいる事業所が利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行った場合

- ・短期集中リハビリテーション実施加算 (200単位／日)

医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が退院・退所日または介護保険証の認定有効期間開始日から3ヶ月以内の期間におおむね週2日以上、1日20分以上リハビリテーションを行った場合

- ・リハビリテーションマネジメント加算 (イ) (180単位／月)

下記の①～⑥を実施した場合

①作成したリハビリ計画書の説明を計画作成に関与したリハビリ専門職が行い同意を得て医師に報告する。

②リハビリの内容や目標を事業所職員・介護支援専門員その他関係等と情報共有する為の、会議を3ヶ月に1回以上開催し、その内容の記録を行う。(医師はテレビ電話の参加でも可)

③リハビリの観点から、能力・自立支援方法・日常生活の留意点等の情報提供をリハビリ専門職から担当介護支援専門員へ行う。

④リハビリ専門職が利用者宅へ訪問し、家族・介護スタッフに対しリハビリの観点から日常生活のアドバイスを行う。

⑤医師からリハビリ専門職に対し、リハビリの目的を踏まえ、リハビリ実施に伴う指示を行う。

⑥これらについて記録を残す。

・リハビリテーションマネジメント加算 (口) (213単位／月)

加算(イ)に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出するとともに、リハビリ提供にあたり当該情報その他リハビリの適切かつ有効な情報を活用する。(LIFEへの情報提供とフィードバック情報を踏まえたPDCAサイクルの実施)

※科学的介護情報システム (LIFF) とは

エビデンス(根拠)に基づくデータ収集や分析を行い、それらをLIFEへ提出し、蓄積されたデータからフィードバックを受け、利用者ごとの計画に基づくケアの改善・評価を行う事。

・上記の加算に加えて医師による計画書説明を行った場合 (270単位／月)

下記の①～⑥を実施した場合

- ① 作成したリハビリ計画書の説明を医師が行い同意を得る。
- ②リハビリの内容や目標を事業所職員・介護支援専門員その他関係等と情報共有する為の、会議を3ヶ月に1回以上開催し、その内容の記録を行う。(医師はテレビ電話の参加でも可)
- ③リハビリの観点から、能力・自立支援方法・日常生活の留意点等の情報提供をリハビリ専門職から担当介護支援専門員へ行う。
- ④リハビリ専門職が利用者宅へ訪問し、家族・介護スタッフに対しリハビリの観点から日常生活のアドバイスを行う。
- ⑤医師からリハビリ専門職に対し、リハビリの目的を踏まえ、リハビリ実施に伴う指示を行う。
- ⑥これらについて記録を残す。

・退院時共同指導加算 (600単位／回)

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者の医師又はリハビリ専門職が退所前カンファレンスに参加し、病院等担当者と共同でその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を行う)

※当該退院につき1回に限り、初回サービスを利用した場合

・口腔連携強化加算 (50単位／回)

口腔の健康状態を評価し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報共有した場合

・診療未実施減算 (-50単位／回)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所のリハビリ専門職が、当該指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合

・高齢者虐待防止措置未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ・業務継続計画未策定減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(4) その他費用

利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用や介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

(5) キャンセル料

基本的にキャンセル料は頂きませんが、キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(6) 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等

・利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

・上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 8 日以降の訪問利用日に持参しお渡しいたします。8 日～15 日にご利用のない場合は請求書を郵送いたします。

②利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等

・サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア) 口座引き落とし

・領収書は入金確認後にお渡しいたします。（概ね口座引き落としが 22 日、入金が 29 日になります）

(イ) 現金支払い（窓口）

(ウ) クレジットカード決済（窓口）（イオン・VISA・JCB・マスター）

・ご入金の確認が出来次第、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡し致しますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

6. 協力医療機関

当施設では速やかに対応できるように以下の機関に協力をお願いしています。

・名称 姫路聖マリア病院

住所 姫路市仁豊野 650 TEL 079-265-5111

・名称 順心病院

住所 加古川市別府町別府 865-1 TEL 079-437-3555

・名称 ツカザキ病院

住所 姫路市網干区和久 68-1 TEL 079-272-8555

・名称 玉田歯科医院

住所 姫路市夢前町菅生澗 415-8 TEL 079-335-2760

7. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師長補佐 中田絵里
連絡先	079-335-3320

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 感染・褥瘡予防対策

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。また、中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。なお、1ヶ月に1回程度で感染・褥瘡防止委員会を開催し、業務継続に向けての定期的に訓練行います。

9. 事故発生・再発防止対策

利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、再発防止のため1ヶ月に1回程度、定期的に安全管理委員会を開催しています。

転倒事故等の防止には全職員努力しておりますが、防ぎきれない転倒事故等があります。ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。なお、当施設は損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

10. 非常災害対策

①防災設備 避難階段 避難口 療養室等の内装等の防火材使用

②消防設備 屋内消火栓 自動火災警報設備 スプリンクラー

非常警報装置 非常警報設備 避難器具 非常電源設備 防火水 誘導灯及び誘導標識 カーテン等の防火性能

③非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

④事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。また、地域住民の参加が得られるように連携を行います。

防災訓練 避難訓練2回／年 通報訓練2回／年 消火訓練1回／年実施

1.1. 禁止事項

夢前白寿苑では、安心で快適な療養生活を送っていただくために、「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止します。

1.2. 緊急の連絡

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する「同意書」にご記入頂いた連絡先、担当介護支援専門員にも連絡します。

1.3. 要望、苦情について

当施設が提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの要望及び苦情を受け付けるための窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。ご要望、苦情等について速やかに対応いたします。委員会で検討しご回答いたします。

苦情等対応責任者	堀 義康	(施設長)
苦情・相談窓口	山田 直英	(事務長補佐)
	中田 絵里	(看護師長補佐)
	安東 綾香	(リハビリ課主任)
		079-335-3320(代表)
姫路市介護保険課	苦情相談窓口 079-221-2923	
兵庫県国保連合会	苦情相談窓口 078-332-5617	

1.4. 暴力団・反社会勢力等への対応について

- ①当法人では、関係機関からの指導の下、暴力団・反社会勢力、それらの関係者へのサービス提供を禁止させていただいております。
- ②暴力・大声・暴言・脅迫行為があった場合は管理者より即時退去を求めることがあります。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設「夢前白寿苑」では、利用者と家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －司法機関・捜査機関・外部監査機関への情報提供－

写真の掲示・インターネットにおける情報発信などについての同意書

夢前白寿苑（介護予防）訪問リハビリテーションでは、必要に応じてリハビリの様子を写真撮影させて頂いております。今後はご家族様やより多くの人に夢前白寿苑の訪問リハビリテーションを知っていただけるように、訪問リハビリの様子を、苑内での掲示や広報誌やインターネット（ホームページ等）における情報発信を行っていきたいと考えております。

ご利用者様・ご家族様にはその趣旨をご理解いただき、下記の同意書に必要事項をご記入お願い致します。なお、ご利用者様やご家族様の個人情報保護を最優先とし、写真の取り扱いには十分な配慮をおこないます。

*同意を頂けない方に関しましては、写真の使用は一切致しません。

苑内の掲示やご利用者様・ご家族様への通信等での写真の使用について

同意します・同意しません

施設外への通信・インターネットでの情報発信・広報誌での写真の使用について

同意します・同意しません

年 月 日

ご利用者様 氏名 _____

年 月 日

ご家族様 氏名 続柄（ ）